

平成15年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成15年4月1日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、以下のとおりとする。

ア 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用

イ 規制改革の推進(平成16年度において実施する。)

ウ 経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備

エ 公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止

(2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。

(3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする。(計画内容は別紙参照)

(1) 評価対象

(2) 目的・目標

(3) 具体的内容

施策の趣旨、関連する法制等を記す。

(4) 評価対象期間

(5) 評価の実施時期

評価対象期間終了後，評価作業を行う時期を記す。

(6) 評価の方法

ア 評価の方式（実績評価，総合評価，事業評価の別）

イ 指標・分析の方法

(7) 担当課等

評価対象を所管する課等が複数にわたるときは，取りまとめ課等を記す。

評価対象 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用	
目的・目標 独占禁止法違反行為，景品表示法違反行為及び下請法違反行為に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
具体的内容 独占禁止法，景品表示法及び下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い，違反事実が認められた場合には，違反行為の排除のために必要な措置を講ずる。また，価格カルテル，入札談合等については，課徴金の納付を命ずる。	
評価対象期間 平成14年度	評価の実施時期 平成15年8月
評価の方法 【評価の方式】 実績評価 【指標・分析の方法】 独占禁止法，景品表示法及び下請法に違反する行為に対する措置について，事件処理件数等を指標とし，これらの措置が適正に行われたか，有効かつ効率的に行われたか，改善すべき課題はないかなどの観点から，毎年度，評価を実施する。 平成15年度は， 独占禁止法違反行為に対する措置（企業結合に関する措置を除く） 景品表示法違反行為に対する措置 について評価する。 なお，独占禁止法違反行為に対する措置（企業結合に関する措置を除く）については平成14年度以降実施しており，景品表示法違反行為に対する措置については同15年度以降に，下請法違反行為に対する措置及び企業結合に関する措置については16年度以降に，それぞれ，順次，継続して評価を実施していくものである。 （担当課等） 独占禁止法違反行為に対する措置（企業結合に関する措置を除く） 審査局管理企画課 景品表示法違反行為に対する措置 経済取引局取引部景品表示監視室	

<p>評価対象 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 独占禁止法に基づく排除措置の経済効果等の分析・把握</p>	
<p>目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル，談合や不公正な取引方法に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，独占禁止法違反行為を無くし，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	
<p>具体的内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い，違反事実が認められた場合には，違反行為の排除のために必要な措置を講ずる。また，価格カルテル，入札談合等については，課徴金の納付を命ずる。</p>	
<p>評価対象期間 平成13年度～14年度</p>	<p>評価の実施時期 平成15年8月</p>
<p>評価の方法 【評価の方式】 総合評価</p> <p>【指標・分析の方法】 独占禁止法に基づく排除措置の代表的な事例を取り上げ，当該排除措置によってどのような経済的効果が得られたかなどを測定・検証することにより，排除措置の厳正な運用が公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効に機能しているか，効率的なものとなっているか，今後改善すべき課題は何かなどの観点から評価を実施する。</p> <p>(担当課等) 審査局管理企画課</p>	

評価対象 経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備	
目的・目標 経済の変化等に対応して、競争を制限する取引慣行・制度等を把握し、その改善を図ることによって公正かつ自由な競争が展開できる市場を創出・確保する。	
具体的内容 経済構造・取引実態の変化に関する調査等を行い、その実態を把握するとともに競争政策上の問題点を整理して、その改善のため必要な対応を採る。	
評価対象期間 平成13年度～平成14年度	評価の実施時期 平成15年8月
評価の方法 【評価の方式】 事業評価 【指標・分析の方法】 平成15年度は、IT革命の進展に注目し、公正取引委員会がIT分野における公正かつ自由な競争環境の積極的な創造等にどのように取り組み、どのような効果が得られたかの観点から評価を実施する。 具体的には、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、事業者の同指針の遵守のための取組状況をみるほか、同指針の評価について、事業者に対しヒアリング等の調査を行うことにより、評価を実施する。 (担当課等) 経済取引局調整課	

<p>評価対象 公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化，独占禁止法等の違反行為の未然防止</p>	
<p>目的・目標 競争ルールを整備・明確化して競争制限行為を一般に分かりやすく明示し，その内容を周知して違反行為を未然に防止することによって，公正かつ自由な競争を促進する。</p>	
<p>政策の具体的内容 経済社会の変化等に対応したルールの整備・明確化のため，必要に応じて独占禁止法，下請法及び景品表示法について所要の法改正を行う。 また，違反行為の未然防止を図るため，独占禁止法上の考え方等を示したガイドライン等を作成・公表するほか，事業者及び事業者団体からの相談対応及び広報活動を行うなどする。</p>	
<p>評価対象期間 平成14年度</p>	<p>評価の実施時期 平成15年8月</p>
<p>評価の方法 【評価の方式】 事業評価 【指標・分析の方法】 平成15年度は，事業活動に関する相談指導体制の整備について，相談件数，相談の処理内容・処理日数，相談内容の公表状況，独占禁止法相談ネットワーク活用状況などを指標に評価を実施する。 (担当課等) 経済取引局取引部取引企画課相談指導室</p>	